

新潟市発達障がい支援センター運営事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 発達障害者支援法（平成16年法律第167号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する発達障がい者（児も含む。以下「発達障がい者」という。）に対する支援を総合的に行うため、法第14条に基づく発達障がい支援センター（以下、「センター」という。）の事業（以下「事業」という。）を実施するものとし、その実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は新潟市とする。ただし、事業の全部または一部を、法第14条第1項の指定を受けている法人に委託して行うことができるものとする。

(事業名称)

第3条 事業の名称は、「新潟市発達障がい支援センター事業」とする。

(事業の実施場所)

第4条 事業は、新潟市中央区水道町1丁目5932番地621に設置するセンターで主として行うものとする。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、新潟市内に居住する発達障がい者やその家族等を対象として実施するものとする。ただし、早期支援のためにセンターへの相談が必要で、発達障がいの特性を有すると思料される場合の利用を妨げるものではない。

(事業内容)

第6条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発達障がい者やその家族等に対する相談支援

- ① 発達障がいに関する各般の問題について、発達障がい者やその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに情報提供を行う。
- ② 発達障がい者に対する相談支援は、来所又は訪問による面談のほか、電話又はインターネット等の情報通信機器を用いた相談などを実施する。

(2) 発達障がい者やその家族等に対する発達支援

- ① 発達障がい者やその家族等に対し発達支援に関する相談を実施し、家庭での発達障がい者の発達に関する指導又は助言、並びに情報提供を行うとともに、必要に応じて発達障がい者の医学的な診断及び心理的な判定機能を確保するものとする。
- ② 障がい児入所施設、障害者支援施設、保育所等を利用している発達障がい者に対する発達支援方法に関する指導又は助言を行う。
- ③ 夜間等の緊急時や行動障がいにより、一時的な保護が必要となった場合には、関

係機関と連携し連携施設等において一時的な保護を行う。

(3) 発達障がい者に対する就労支援

就労を希望する発達障がい者に対し、就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、必要に応じて労働関係機関との連携した就労相談による支援を行う。

(4) 関係施設や関係機関等に対する普及啓発及び研修

- ① 発達障がいの特性及び対処方法等についてわかりやすいパンフレット、チラシ等を作成し、関係施設・機関及び市民等に配布するなどにより普及啓発を図り、発達障がい者に関する理解の促進に努める。
- ② 関係施設・機関等の職員を対象に研修を実施する。

(5) 関係施設や関係機関との連携

- ① 市及びセンターは、発達障がい者への支援体制を整備するため、法第19条の2第1項に規定する発達障がい児者支援地域協議会へ参画するよう努める。
- ② 市及びセンターは、発達障がい者に対し、関係施設や関係機関と密接に連携を図り、発達障がい者に対する福祉、保健、医療、教育、就労の各分野による総合的な支援の在り方を検討するため、関係施設や関係機関等から構成される連絡協議会を定期的を開催する。
- ③ 市及びセンターは、関係施設や関係機関との連携体制の確保に努め、関係施設や関係機関は必要に応じて相互に助言や協力を行う。

(職員)

第7条 センター事業を行なうにあたっては、あらかじめ、管理責任者を定めるとともに、事業を担当する以下の職員は、常勤の者でなければならない。

なお、事業を担当する職員は、他の施設等の職務に従事できないものとする。

- (1) 相談支援を担当する職員
- (2) 発達支援を担当する職員
- (3) 就労支援を担当する職員

2 センター管理責任者は、センターの運営に必要な知識及び経験を有するものでなければならない。ただし、運営上支障がない場合は、他の施設等の職務に従事することができる。

(職員の責務)

第8条 センターの職員（以下「職員」という。）は、その職務を遂行するに当たっては、発達障がい者やその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た発達障がい者やその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2 センターは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た発達障がい者やその家族等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 職員は、センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会を捉え、相談支援等の知識、技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。

(設備)

第9条 センター事業には、次に掲げる設備を設けるものとする。

- (1) 相談室等
- (2) 事務室
- (3) 便所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業を実施するために必要な設備

2 相談室等は、発達障がい者やその家族等のプライバシーに十分配慮したものとなるようにしなければならない。

(苦情解決等)

第10条 センターは、事業の実施に関し、発達障がい者やその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 センターは、事業の実施に関し、市長が行う資料の提示要請及び照会等に応じるとともに、市長の指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行わなければならない。

3 事業の実施にあたっては、発達障がい者やその家族等にその内容を十分に説明し、同意を得る等、その権利擁護に配慮すること。

(帳簿)

第11条 センターは、次の帳簿を備えなければならない。

- (1) 相談受付台帳
- (2) ケース記録
- (3) 報告書

(実施時間等)

第12条 事業の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。

- (1) 事業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、土曜日は午前9時から午後3時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(利用方法等)

第13条 センターは、利用希望者及び関係機関にセンターの利用方法が周知できるよう広報に努めること。

2 利用の申込みは、希望者がセンターに直接行う他、関係機関を通じて行うことができ

る。

- 3 センターは正当な理由なく、これを断ることはできない。
- 4 センターは、相談の内容に応じて適切な支援を行う。
- 5 継続的に支援する場合は、必要に応じ、個別支援計画を作成する。
- 6 センターは、利用者台帳を整備するとともに、支援記録等を作成し、適切な管理の方法により保管する。

(利用料)

第14条 センターの利用料は無料とする。ただし、相談の一環として行う各種活動に必要な実費については、利用者に負担を求めることができる。

(利用登録の取り消し)

第15条 センターは、利用者が次の各号に該当する場合、速やかに本人、代理人に連絡するとともに、利用者台帳から抹消する。

- (1) 死亡又は市外へ転居した場合
- (2) 本人または代理人から辞退の申し出があった場合
- (3) その他、センターが相談支援等の必要性がないと判断した場合

(帳簿の整備)

第16条 センターは、本事業に関する独立した会計帳簿を整備しなければならない。また、市長が必要があると認め、提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(実施状況報告)

第17条 センターは、毎月本事業の実施状況を市長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年1月12日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。